

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人市民税の賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、個人市民税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和2年3月5日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税の賦課事務
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から所得証明書・課税証明書を発行する。 ①住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ②取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ③各種申告情報・②で作成した電子データを個人住民税システムに取り込む。 ④賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する(対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由)。 ⑤住民登録がない者の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑧税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑨課税決定者・年金保険者・各企業へ税額を通知する。 ⑩作成された賦課情報を中間サーバーに登録する(提供)。 ⑪作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑫賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書・課税証明書を発行する。
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上30万人未満]</div> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ○地方税に関する法律、条例に基づく市県民税の賦課に関する電算処理 ・課税内容照会 ・当初賦課処理 ・更正処理 ・証明書、納税通知書等の帳票発行 ・年金特徴処理
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[] その他 ()</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[○] 庁内連携システム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 税務システム</p> </div> </div>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> 申告データの審査と管理 申請・届出データの審査と管理 申告データの連携 特別徴収税額通知データの連携
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[] その他 ()</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>[] 庁内連携システム</p> <p>[] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 税務システム</p> </div> </div>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税の賦課事務ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <p>(別表第2における情報提供の根拠) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠) : 第2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、23条、25条、28条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、44条、45条、47条、49条、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) : 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠) : 第20条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税の賦課事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するため。 ・その他の識別番号: 庁内システム内で個人を正確に特定するため。 ・4情報: 通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ・国税関係情報: 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・地方税関係情報: 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財政部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、適正な課税額の算出を行うとともに各種証明書を発行するため。								
④使用の主体	使用部署	財政部税務課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、健康こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー							
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・課税内容照会 ・当初賦課処理 ・更正処理 ・証明書、納税通知書等の帳票発行 ・年金特徴処理 								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動により変更された特定個人情報については、庁内連携システムを介して本システムと内部番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
システム運用保守業務(システムオペレーション)		
①委託内容	事務を行うためのシステム運用保守及びオペレーション	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	上田市地域振興事業団(行政情報処理センター)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
システム運用保守業務(システムパッケージの提供)		
①委託内容	パッケージシステムの運用保守、税制改正対応等の補修	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社電算	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (58) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ELTAX)
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。
③提供する情報	扶養控除関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ELTAX)
⑦時期・頻度	7月、9月、随時

提供先3	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙一覧表を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に規定された事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	財政部収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課、健康こども未来部健康推進課・国保年金課・保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。
①法令上の根拠	上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年度制定予定)
②移転先における用途	番号法別表第2に定める事務
③移転する情報	地方税関係情報(所得額、控除額、課税標準額等の課税所得情報、扶養者情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	②の事務の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<上田市における措置> ・入退室管理等のセキュリティ対策を行っているサーバ室に設置されたサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要である。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンター内に設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【賦課情報ファイル】

- 1.市町村コード,2.課税年度,3.住民コード,4.賦課市町村コード,5.世帯コード,6.データ区分,7.住民種別,8.検索用カナ姓,9.検索用カナ名,10.カナ氏名,11.漢字氏名,12.カナ外国人通称名,13.漢字外国人通称名,14.生年月日,15.生和暦年月日,16.性別コード,17.籍番号,18.続柄コード,19.続柄,20.郵便番号,21.住所コード,22.住所,23.番地コード,24.番地,25.番地コード,26.番地,27.方書フラグ,28.方書コード,29.方書,30.連絡先,31.連絡先,32.メールアドレス,33.行政区コード,34.行政区名,35.地区コード,36.地区名,37.地区コード,38.地区名,39.地区コード,40.地区名,41.登録異動年月日,42.登録事由コード,43.登録事由,44.消除異動年月日,45.消除事由コード,46.消除事由,47.納税者番号,48.申告書作成区分,49.申告書発送区分,50.不申告区分,51.不申告呼出区分,52.生活保護区分,53.家屋敷事業所区分,54.証明発行禁止区分,55.証明発行禁止事由コード,56.扶養元_世帯コード,57.扶養元_住民コード,58.扶養元_被扶養者特定区分,59.扶養元_扶養専従区分,60.産業分類コード,61.生活状況区分,62.課税判定済区分,63.課税対象外区分,64.課税最終履歴番号,65.備考その他,66.家屋敷非該当区分,67.課税履歴番号,68.全体分_特徴区分,69.徴収区分,70.更正区分,71.更正事由コード,72.更正事由,73.更正年月日,74.調定年月日,75.事業所指定番号,76.事業所内個人番号,77.受給者番号,78.転勤前事業所指定番号,79.転勤前事業所内個人番号,80.退職前事業所指定番号,81.退職前事業所内個人番号,82.徴収済月,83.更正月,84.退職一括月,85.徴収済年度,86.徴収済期,87.調定年度,88.更正期,89.申告資料種別コード,90.青色申告区分,91.専従人数,92.専従配有フラグ,93.扶養人数_特定,94.扶養人数_老人,95.扶養人数_内同居老親等,96.扶養人数_その他,97.扶養人数_年少,98.扶養人数_予備,99.年特徴徴済月_2月フラグ,100.年特計算方法区分,101.通知書枝番,102.更正事由,103.扶障人数_特別障害者,104.扶障人数_内同居特別障害者,105.扶障人数_その他障害者,106.扶障人数_予備,107.扶障人数_均等割課税方法,109.年金特徴確定フラグ,110.控除対象配偶者区分,111.配偶者区分,112.本人該当_特別障害者フラグ,113.本人該当_その他障害者フラグ,114.本人該当_老年者フラグ,115.本人該当_寡婦フラグ,116.本人該当_特別寡婦フラグ,117.本人該当_寡夫フラグ,118.本人該当_勤労学生フラグ,119.本人該当_未成年フラグ,120.65歳控除該当フラグ,121.年金特徴本徴収非停止区分,122.税源移譲減額区分,123.電子給報種別,124.給与以外の徴収方法,125.生命保険料換算区分,126.損害保険料換算区分,127.非課税区分,128.非課税事由区分,129.均等割非課税区分,130.所得割非課税区分,131.均等割課税区分,132.計算区分_特定支出控除,133.計算区分_公的年金特別控除,134.計算区分_雑損控除,135.計算区分_医療費控除,136.計算区分_寄付金控除,137.計算区分_配特控除区分,138.計算区分_老年者控除,139.計算区分_勤労学生控除,140.計算区分_市区町村_超短期,141.計算区分_市区町村_事業,142.計算区分_市区町村_短期一般,143.計算区分_市区町村_短期軽減,144.計算区分_都道府県_超短期,145.計算区分_都道府県_事業,146.計算区分_都道府県_短期一般,147.計算区分_都道府県_短期軽減,148.計算区分_充当額,149.計算区分_全体分(通常・ダミー),150.計算区分_併徴種別,151.計算区分_予備,152.更正連携区分,153.所得者区分,154.分離課税有無フラグ,155.均所課税区分_市区町村,156.均所課税区分_都道府県,157.税率_市区町村_総合課税,158.税率_都道府県_総合課税,159.税率_市区町村_平均課税,160.税率_都道府県_平均課税,161.課税標準額_総合,162.課税標準額_その他,163.所得割計_市区町村民税,164.所得割計_都道府県民税,165.均等割計_市区町村民税,166.均等割計_都道府県民税,167.差引所得割_市区町村民税,168.差引所得割_都道府県民税,169.差引均等割_市区町村民税,170.差引均等割_都道府県民税,171.年税額,172.均等割軽減区分,173.減免区分,174.均等割減免コード,175.所得割減免コード,176.減免後所得割_市区町村民税,177.減免後所得割_都道府県民税,178.減免後均等割_市区町村民税,179.減免後均等割_都道府県民税,180.減免後年税額,181.前納報奨金額,182.差引納付額,183.普徴確定フラグ,184.普徴確定年月日,185.普徴確定回数,186.普徴通知フラグ,187.普徴通知年月日,188.普徴通知回数,189.特徴確定フラグ,190.特徴確定年月日,191.特徴確定回数,192.特徴通知フラグ,193.特徴通知年月日,194.特徴通知回数,195.所得控除コード,196.所得控除額,197.期,198.調定額,199.納期_開始,200.納期_終了,201.納期限,202.納期変更区分,203.納期変更年月日,204.公示送達区分,205.公示送達年月日,206.通知書番号,207.特徴月割額_07月,208.特徴月割額_08月,209.特徴月割額_09月,210.特徴月割額_10月,211.特徴月割額_11月,212.特徴月割額_12月,213.特徴月割額_01月,214.特徴月割額_02月,215.特徴月割額_03月,216.特徴月割額_04月,217.特徴月割額_05月,218.特徴月別指定番号_06月,219.特徴月別指定番号_07月,220.特徴月別指定番号_08月,221.特徴月別指定番号_09月,222.特徴月別指定番号_10月,223.特徴月別指定番号_11月,224.特徴月別指定番号_12月,225.特徴月別指定番号_01月,226.特徴月別指定番号_02月,227.特徴月別指定番号_03月,228.特徴月別指定番号_04月,229.特徴月別指定番号_05月,230.特徴月別個人番号_06月,231.特徴月別個人番号_07月,232.特徴月別個人番号_08月,233.特徴月別個人番号_09月,234.特徴月別個人番号_10月,235.特徴月別個人番号_11月,236.特徴月別個人番号_12月,237.特徴月別個人番号_01月,238.特徴月別個人番号_02月,239.特徴月別個人番号_03月,240.特徴月別個人番号_04月,241.特徴月別個人番号_05月,242.資料番号,243.資料種別コード,244.冊番号,245.冊内一連番号,246.資料登録年月日,247.確定申告書番号,248.給報種別名称,249.就職年月日,250.退職年月日,251.前職年月日,252.合算済フラグ,253.乙欄フラグ,254.死亡退職フラグ,255.災害者フラグ,256.外国人フラグ,257.専従人数,258.専従配有フラグ,259.青申専従者フラグ,260.普通徴収フラグ,261.条約免除フラグ,262.控配有無フラグ,263.控配老人フラグ,264.控配フラグ(従),265.扶養人数_老人,266.扶養人数_特定(従),267.扶養人数_老人(従),268.扶養人数_その他(従),269.扶養人数_予備,270.扶養人数_予備3,271.扶養人数_予備4,272.扶養人数_予備5,273.扶障人数_予備3,274.扶障人数_予備4,275.扶障人数_予備5,276.夫ありフラグ,277.妻ありフラグ,278.本人該当_予備1,279.本人該当_予備2,280.本人該当_予備3,281.給報摘要欄,282.扶養控除額,283.本人該当控除額,284.均等割強制課税表示区分,285.エラー表示フラグ,286.本人特定フラグ,287.個人査定フラグ,288.主資料区分,289.判定徴収区分,290.異動区分,291.異動先事業所指定番号,292.異動先事業所内個人番号,293.適用条文コード,294.適用条文,295.配扶専最終連番,296.配扶専連番,297.特定済フラグ,298.配扶専区分,299.配扶専_住民コード,300.配扶専_カナ氏名,301.配扶専_続柄コード,302.配扶専_生年月日,303.配扶専_控除額,304.市外専従者フラグ,305.個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税の賦課事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○不必要な情報への措置 申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目となっている。 また、当市に課税権のないものについては、返送や回送を行っており、不必要な情報は入手しないようにしている。</p> <p>○移転された情報に対する措置 情報移転元・情報移転先システムが利用するシステムにID・パスワードを設定しており、権限のない者が情報入手することを抑止している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをシステム上で設定しており、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを取り扱う職員個人にIDとパスワードが付与されている。職員に権限がなくなった都度、IDの削除、変更を行う。
その他の措置の内容	<p>○従業者(委託先)が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴を記録するとともに、委託先に当該事項についての誓約書の提出を求める。</p> <p>○特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上で、ファイルを外部に送信や持ち出しができないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>権限のない者が情報を入手できないように以下の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要のない検索、抽出を行わない。 ・ディスプレイに情報を表示させたまま離席しない。 ・ディスプレイを来庁者等から見えない位置に設置する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限する。 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこととする。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの措置を講じる。 ・保管期間が過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 ・個人情報の取り扱いについて、四半期に一度チェックを行い、報告する。 ・当市が視察、監査を行うことができる。 ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>○情報保護管理体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の選定時に社会的信用と能力を確認する。 ・業者が選定基準を引き続き満たしていることを随時確認する。 <p>○特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業者の名簿を提出させ、システム上ではIDによりアカウント管理を行い、記録を保存する。 <p>○特定個人情報ファイルの取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者からセキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、業務が適正に行われていることを確認して記録する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	システム上で特定個人情報にアクセスできる権限を個人のIDで制限しており、新たに権限を追加する場合は、目的や内容等を書面で申請し、審査した上でIDの登録を行う。また、システム上で外部へのデータ送信や媒体への書き出しができないように制限している。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継しており、連携対象者以外の情報が混入することはない、また、一連の中継動作により情報内容が改変されることはない。 ・情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外への情報移転がされることはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、あらかじめ承認された職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、あらかじめ承認された職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	サーバ室への入退室の生体認証 定期のデータバックアップ サーバ及びネットワーク機器へのセキュリティ対策 サーバ室の環境整備(熱、火災への対策) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	事務処理におけるデータの管理、運用に必要な知識や技術を習得する研修を行う。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市財政部税務課 電話:0268-23-5115
②請求方法	上田市個人情報保護条例第20条に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市財政部税務課 電話:0268-23-5115
②対応方法	・問い合わせを受け付けた際に、対応の記録を残す。 ・情報開示に当たっては、必要に応じて関係先に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	評価書を市ホームページに掲載するとともに行政管理課及び丸子・真田・武石地域自治センターで閲覧できるようにし、意見募集を行った。
②実施日・期間	平成26年12月22日から平成27年1月20日(30日間)
③主な意見の内容	なし
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	上田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問
③結果	第三者点検実施後に記載

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月19日	I-6 ②所属長	財政部税務課長 保科隆夫	財政部税務課長 宮澤俊文	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	II-3 ④使用の主体 使用部署	財政部税務課、丸子地域自治センター市民生活課、真田地域自治センター市民生活課、武石地域自治センター市民生活課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー	財政部税務課、丸子地域自治センター市民サービス課、真田地域自治センター市民サービス課、武石地域自治センター市民サービス課、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、健康こども未来部子育て・子育て支援課、教育委員会上田情報ライブラリー	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成27年5月19日	II-5 移転先1	財政部収納管理課、生活環境部住宅課、健康福祉部福祉課・高齢者介護課・健康推進課・国保年金課、こども未来部保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	財政部収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課・国保年金課、健康こども未来部健康推進課・保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	I-6 ②所属長	税務課長 宮澤俊文	税務課長 中澤勝仁	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I-6 ②所属長	税務課長 中澤勝仁	税務課長 小井戸輝美	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II-2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	字句の修正であり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II-5 移転先1	財政部収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課・国保年金課、健康こども未来部健康推進課・保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	財政部収納管理課、生活環境部住宅課、福祉部福祉課・障がい者支援課・高齢者介護課、健康こども未来部健康推進課・国保年金課・保育課・子育て・子育て支援課 その他、今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II-5 移転先1①法令上の根拠	【仮称】上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年度制定予定)	上田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年度制定予定)	事後	字句の修正であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月21日	I-6 ②所属長の役職名	税務課長 小井戸輝美	税務課長	事後	様式改正に伴う表記変更であり、重要な変更には該当しない。